

北海道開発局事業審議委員会（令和3年度第2回） 審議案件一覧

	事業名	再評価理由	上段：前回再評価 下段：今回再評価	事業の概要	事業期間		全体事業費 (億円)	進捗率	事業の効果等	費用便益比全体 B/C	総費用	総便益	地方公共団体等の意見	対応方針(案)	対応方針(案)決定の理由	備考
					事業化 年度	完了予 定年度										
再~1	幾春別川総合開発事業	社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業 (基本計画変更)	H30再 (2018)	洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水の供給、工業用水の供給、発電を目的として、石狩川水系の幾春別川に昭和32年に建設された桂沢ダムを嵩上げする「新桂沢ダム」と幾春別川支流の奔別川に新設する「三笠ほんべつダム」建設を進めている。	S60	R5	1,150	約65%	・洪水調節：幾春別川の基準地点西川向において、目標流量1,100m <sup>3</sup> /sのうち400m <sup>3</sup> /sを調節し、河道への配分流量を700m <sup>3</sup> /sとする。また、他のダム等と併せて、石狩川の基準地点石狩大橋において、目標流量14,400m <sup>3</sup> /sのうち、2,700m <sup>3</sup> /sを調節し、河道への配分流量を11,700m <sup>3</sup> /sとする。また、河川整備計画の目標を上回る洪水が発生した場合においても、ダムの洪水調節計画は、河川整備基本方針規模の洪水から決められており、その規模の洪水に対して洪水調節効果を発揮し被害の軽減を図ります。 ・流水の正常な機能の維持：下流の既得用水の補給等流水の正常な機能の維持と増進を図る。 ・水道用水の供給：桂沢水道企業団に対して、新桂沢ダム地点において、新たに1日最大8,640 m <sup>3</sup> の水道用水の取水を可能とする。 ・工業用水の供給：北海道に対し、札幌市東区中沼町地先において、新たに1日最大12,840m <sup>3</sup> の工業用水の取水を可能とする。 ・発電：新桂沢ダムの建設に伴って新設される新桂沢発電所において、最大出力16,800kwの発電を行う。	1.2	1,516	1,771	幾春別川総合開発事業を「継続」とした対応方針（原案）について、異議はない。ただし、地方自治体を取り巻く厳しい財政状況等を十分に踏まえ、次の意見を付する。  1. 今後、総事業費の増額を一切行わないこと。  2. 徹底したコストの縮減と適切な事業の監理により、総事業費を減額すること。  3. ダムの早期完成により事業効果を速やかに発現させること。  4. 総事業費の減額のために講じる措置や自然災害等による影響について適時適切に情報提供を行うなど、事業の執行状況の透明化を図ること。	継続	事業の必要性・重要性に変化はなく、費用対効果等の投資効果も確保されているため	重点審議 (a)
			R3 (2021)	同上	S60	R12	1,667	約68%	・洪水調節：同上 ・流水の正常な機能の維持：同上 ・水道用水の供給：同上 ・工業用水の供給：同上 ・発電：新桂沢ダムの建設に伴って新設される新桂沢発電所、新桂沢小水力発電所（仮称）において、近年の電力需要を踏まえた、最大出力17,290kwの発電を行う。	1.2	2,203	2,607				

※ 前回評価 新規：新規事業採択時評価  
再：再評価

◆重点審議案件の選定要件 (a) 事業計画が顕著に変更された事業  
(b) 推定便益が顕著に減少する事業  
(c) 推定事業費が顕著に増加する事業  
(d) 事業の進捗予定が顕著に遅れている事業  
(e) その他の要因